

改正

平成 6 年 3 月 29 日 条例第 2 号

平成12年 9 月 27 日 条例第44号

市川市社会福祉法人の助成に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第 1 項の規定に基づき、社会福祉法人に対し、補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で、貸付金を支出し、若しくはその他の財産を譲渡し、若しくは貸し付ける場合の手続について必要な事項を定めるものとする。

全部改正〔平成 6 年 条例 2 号〕、一部改正〔平成12年 条例 44号〕

(申請)

第 2 条 助成を受けようとする社会福祉法人は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 助成を受けようとする事業の計画書及びこれに伴う予算書
- (3) 財産目録及び貸借対照表
- (4) その他市長が必要と認める書類

一部改正〔平成 6 年 条例 2 号〕

(決定)

第 3 条 市長は、前条の申請を受理したときは、助成の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

一部改正〔平成 6 年 条例 2 号〕

(使用制限等)

第 4 条 助成を受けた社会福祉法人は、交付された補助金若しくは貸付金又は譲渡され、若しくは貸し付けられたその他の財産を助成の目的以外の用途に使用してはならない。

2 市長は、助成を受けた社会福祉法人が前項の規定に違反したときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 市長は、前項の規定により助成の決定を取り消したときは、交付した補助金若しくは貸付金又は譲渡し、若しくは貸し付けたその他の財産の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

追加〔平成 6 年 条例 2 号〕

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に規則で定める。

一部改正〔平成 6 年 条例 2 号〕

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 29 日 条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年 9 月 27 日 条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。